

議案第 4 9 号

渋川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

渋川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年渋川市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 1 条第 1 3 項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（従業者の員数） 第 1 5 1 条 （略） 2 ～ 1 2 （略） 1 3 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（県指定居宅サービス等基準条例第 1 0 0 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 5 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 1 4 ～ 1 7 （略）	（従業者の員数） 第 1 5 1 条 （略） 2 ～ 1 2 （略） 1 3 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（県指定居宅サービス等基準条例第 1 0 0 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 5 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 1 4 ～ 1 7 （略）